

日本博事業（委託事業・補助事業共通）Q&A

【申請について】		
No.	質問	回答
1	委託事業と補助事業の定義、違いについて教えてください。	<p>委託事業と補助事業は求める内容や、事業者の要件などに違いがあります。それぞれの特徴は以下の通りです。</p> <p>●委託事業 仕組み：国（文化庁）から日本博事業実施の委託を受けた日本芸術文化振興会（日本博事務局）が採択事業者に再委託することにより業務を行っていただきます。国の委託費を充当して実施するものであり、本来国が実施すべき事業内容を各団体へ再委託することになりますので、国や日本芸術文化振興会から事業内容や実施方法等に関連して要望を行い、場合によっては内容の変更、対応の改善等を求めることがあります。 事業内容：日本文化の本質を深く理解し楽しむことができるインバウンド向けの新規性の高い文化コンテンツを創出し、全国各地を訪れるインバウンドの増及び消費拡大を促すことや、全国のモデルケースとしての普及・展開していくことが求められます。 申請要件：地方公共団体等の公的機関や法人格を有する団体が対象で、実行委員会等の任意団体は対象外です。 委託額の算出方法：委託事業においては、事業の実施に必要な経費の全額が支払われますが、委託額は、事業の遂行により直接的に生じる収入を差し引いたものとなります。また、賃金や謝金、旅費等の金額については、原則として日本博実施のために定められた規定に沿って計上する必要があります。</p> <p>●補助事業 仕組み：申請者（補助事業者）が実施する事業のうち、募集内容に適しているものに補助金を交付することにより業務を行っていただきます。事業の主体は各団体となるため、事業の実施方法等については原則団体の裁量に委ねられますが、採択された事業内容から大きく外れたり、著しく日本博事業のイメージを損ねる場合等においては改善を求めることがあります。 事業内容：地域の文化資源を活用し、文化コンテンツを創出し、地域のインバウンド来訪増及び消費拡大を促す事業を対象としています。 申請要件：地方公共団体を除く公的機関、非営利団体、文化施設、民間事業者等の法人格を有する団体もしくは所定の要件を満たす実行委員会等の任意団体です。地方公共団体は単独では申請できませんが、実行委員会等任意団体の構成員になることや事務局を担うことが可能です。 補助金の算出方法：最低事業費1千万円、うち500万円まで定額、それを超える部分は原則50%を補助します。 補助金の上限額については、原則3千万円です（ただし、インバウンドの来訪増等に高く寄与する等の条件に見合う場合は5千万円まで要望可能です。）</p>
2	収入が発生した場合はどのようになりますか。	<p>委託事業については、事業により直接的に生じた売上を収入に計上し、その金額を差し引いた必要経費の全額が委託費として支払われます。 補助事業については、収益納付をいただく必要はありません。事業費の額に応じて補助額を決定いたします。</p>
3	同一の内容を芸術文化振興基金助成事業や国（文化庁等）の他の事業に併願することは可能ですか。	<p>可能です。様式1の「他事業等への応募状況」に記載してください。 なお、同一の事業内容に対し国の他の事業の対象となることはできません。複数の事業で採択された場合には、その旨を事務局へ申告していただき、重複しないよう調整する必要があります。</p>

日本博事業（委託事業・補助事業共通）Q&A

4	同一事業者から複数の申請を行うことは可能ですか。	特に制限を設けませんが、実施体制や資金計画等も踏まえた実現可能性を勘案し総合的に判断しますので、内容を精査・厳選した上で申請してください。
5	同一の内容を委託事業と補助事業に併願することは可能ですか。	同一内容での併願はできません。異なる内容の事業であれば同一事業者からの併願や複数の応募も可能です。
6	日本博2.0との違いは何ですか。また、日本博2.0に採択された団体も応募できますか。	令和7年度まで実施してきた日本博2.0事業は最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上を目的として実施してきましたが、次期日本博では、インバウンドが日本文化を深く理解し、楽しむことのできる文化コンテンツを創出し、インバウンド誘客の一層の推進および消費拡大を目的としています。詳細は委託事業企画提案要領の「Ⅱ（3）対象となる事業内容」及び補助事業募集案内の「Ⅱ（3）「対象となる事業内容・要件」をご覧ください。日本博2.0に採択された団体も応募可能ですが、これまでとは目的や要件が異なりますので、それらに沿った内容を企画・申請いただくようにお願いします。
7	<p>（法人格について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これから法人を設立する予定ですが委託事業に応募できますか。 ・非営利団体ですが法人格が必要ですか。 	委託事業については、いずれの団体であっても応募時点で法人格を有する必要があります。非営利でも法人格を提案時点で有している必要があります。補助事業は任意団体でも応募可能です。
8	申請する内容について相談できますか。	受付開始日以降は公平性の観点から個別事業内容に対するの助言・アドバイス等はありません。募集案内等に不明点がある場合は余裕をもってお問い合わせください。
9	委託費や補助金は複数年で使うことになるのですか。	今回の募集は、令和8年度の事業実施に係るもので、委託費や補助金も令和8年度の事業対象期間に対するものです。審査・評価にあたっては3年～5年の複数年計画で審査を行います。年度ごとに審査を実施いたしますので次年度以降の採択が確約しているものではありません。
10	<p>（他社との連携等について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は文化施設と連携し、事業の実施を検討しています。連名での申請はできますか。 	連名での申請はできません。連携者や共催者名を申請名義に記載いただいても、採択された場合は、委託契約や補助金の交付決定は日本芸術文化振興会と採択団体（単独名義）で2者間で行います。精算手続き（請求書の徴取・支払等）等も採択を受けた団体で行うことになり、採択団体が直接支出する経費のみを対象経費として扱います。共催者等で負担した経費は対象となりませんのでご注意ください。任意団体の取扱については補助事業のみとなりますので事項のQAをご確認ください。

日本博事業（委託事業・補助事業共通）Q&A

11	<p>（補助事業のみ） ・複数の団体からなる任意団体での実施を検討していますが、会計処理は中核団体名義で行います。 どのように申請するべきでしょうか。</p>	<p>複数の団体からなる実行委員会等名義で申請いただくことが可能ですが、任意団体で申請する場合、事業に関する会計処理は実行委員会名義で行う必要があります。 また、補助金の支払いも申請団体名義（実行委員会等）の口座への振込となります。 中核となる法人等で会計を担当する場合においても、任意団体で申請する場合、中核となる法人の本体業務の支出とは区別し、見積書・請求書・支払等の宛名は任意団体名義で実施してください。 契約・会計処理等をすべて中核団体名義で行う場合には、中核団体名義で申請を行ってください。 なお、中核団体名義で申請を行う場合でも、外部向けの広報において実行委員会名義を使用するのは問題ありません。</p>
----	---	--

【文化コンテンツについて】		
No.	質問	回答
1	<p>委託事業について、「新連携・新領域」とはどのようなことを指すのでしょうか。</p>	<p>新しい手法・演出や最先端技術の導入、他分野との融合などにより、文化資源の魅力を発信するコンテンツとしての新しさや、他の文化関連事業者、交通事業者、宿泊事業者、観光DMO、地方自治体、NPO・関連企業等の多様な主体との連携もしくは市町村・都道府県等の枠を超えた広域的な連携を指します。申請者単独ではなしにくい効果（地方誘客・消費拡大）を上げることが期待されます。</p>
2	<p>制作する文化コンテンツには何が求められますか。</p>	<p>日本博の基本コンセプト「日本の美と心」に沿った内容であり、日本文化の本質を表していること、インバウンドが日本文化の本質・芸術性を深く理解でき、海外に発信するものとしてふさわしいこと、インバウンドが楽しめる内容となっていることが求められます。</p>
3	<p>令和8年度は文化コンテンツの販売に至らなくてもよいですか。</p>	<p>令和8年度中に販売開始となるのが望ましいですが、コンテンツ制作に時間を要する合理的な理由がある場合は、令和8年度中に販売開始に至らなくても構いません。令和8年度から最小3年、最大5年の事業計画を提出していただきますが、いつから販売開始になるのかを記載してください。審査においてはその妥当性が判断されます。</p>
4	<p>当社のコンテンツはインバウンド向けにも発信しています。コンテンツ制作も対象となりますか。</p>	<p>本事業は地域へのインバウンド来訪増及び消費拡大を促す事業を対象としております。インバウンド向けに発信するものであっても、コンテンツ制作のみを行う場合など、<u>全体計画に直接的にインバウンドの来訪者や消費を生み出す取組が含まれない場合やインバウンドの来訪増が見込めない単発のイベントは対象となりません。</u></p>

【文化コンテンツの販売について】		
No.	質問	回答
1	<p>文化コンテンツはインターネット上で必ず販売しなければなりませんか。</p>	<p>委託事業においては個人に直接販売するコンテンツは、基本的にインターネット上で購入できるようにしてください。主要言語による情報提供・カスタマーサポート・世界各国で使用される主要な決済手段を備えたプラットフォームまたはOTA（Online Travel Agent）と契約するか、同様の環境を備えた自社サイトを構築してください。 補助事業においてはインターネット上での販売は任意要件となりますが、可能な限りインターネット上で販売することが望まれます。</p>

日本博事業（委託事業・補助事業共通）Q&A

2	現地でチケットを販売する際に気を付けることはありますか。	キャッシュレス決済端末や多言語対応券売機の導入、多言語対応の窓口スタッフを配置するなど、インバウンドが購入しやすいようにしてください。補助事業においては、そのために必要な機器類を備品として購入することが可能です。
3	地図情報サービスへの情報提供とは何ですか。	Google等の地図検索エンジン上のビジネスプロフィールの登録内容を正しく管理し、常に最新情報を登録していただくことを想定しています。
4	商談会への出展が必須なのでしょうか。	委託事業において単独で出展できない場合は、日本博事務局が採択事業をとりまとめる行う営業活動に必ず協力（タリフ・企画書素材等の提供、必要に応じ商談会への同行）してください。 補助事業においては任意要件となります。

【経費について】		
No.	質問	回答
1	各経費の内訳は、どの程度まで明らかにする必要がありますか。	「一式」ではなく内訳を明らかにしてください。再委託についても、費目・種別ごとに明らかにする必要があります。 なお、発注額が100万円（税込）以上の経費等については、補足資料として参考見積等の積算根拠を添付していただきます。詳しくは追って公開される委託型「企画提案要領」、補助型「募集案内」をご参照ください。
2	物品販売等に関する経費を対象経費に計上できますか。	原則として、事業の趣旨を踏まえ委託・補助事業の一部として実施が必要と認められる場合のみ対象となります。ただし、物品を販売する場合、製造原価については原則対象外となります。（企画開発経費は計上可能） また、委託事業の場合、物品販売に限らず、事業実施により直接的に生み出された売上は収入に計上してください。 なお、物品販売そのものを主目的とする取組は原則として本事業の範囲外で実施するようにしてください。物品販売に係る経費を対象経費として計上せず、事業の範囲外で物品販売を実施する場合は、収入を計上する必要はありません。 事業収入について詳しくは公募開始時に公開される委託事業「企画提案要領」、補助事業「募集案内」をご参照ください。
3	備品費は計上できますか。	委託事業においては備品費は計上できません。補助事業については、キャッシュレス決済端末、多言語券売機、音声ガイド機器等のインバウンドの受け入れ環境整備に資するもののみ計上可能です。 * 備品…長期にわたって反復使用（耐用年数が1年以上）できる物品のうち、1品または1組の購入価格が税込10万円以上のものを指します。
4	委託費・補助金の支払い時期はいつ頃ですか。また、概算払は可能ですか。	原則的には事業完了後の精算払いですが、事業の円滑な遂行のため必要と認められた場合は、事業完了前の概算払いも可能です。ただし、国（文化庁）から日本博事務局への支払準備が整った後の概算払いとなりますので、各受託者の希望する時期に沿えない場合があります。

日本博事業（委託事業・補助事業共通）Q&A

【提出書類について】		
No.	質問	回答
1	(補助事業のみ該当) 実行委員会を設立したばかりで実績がない場合、財務諸表は何を提出すれば良いですか。	予算書または実行委員会の主体となる事業者（会計を担当する事業者）の財務諸表を提出してください。 なお、任意団体については要件として「自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。」としております。採択された場合には、中核となる法人等で会計を担当する場合においても、中核となる法人の本体業務の支出とは区別して会計するようにしてください。
2	事業内容に関する情報や、補足資料はどのように書けばいいのでしょうか。	企画提案書様式に記載する事業内容は、制限文字数内におさまるよう簡潔で端的に記載してください。 補足資料は企画提案内容を画像や図表等で視覚的に補足すると共に、様式には書ききれない各取組の具体的な狙いやコンセプト、手段等を盛り込んで効果的にご活用ください。
3	設立したばかりで財務諸表が3か年分提出できません。	設立して間もない法人の場合には、直近の財務諸表をご提出ください。（3か年に満たなくても構いません。） 財務諸表が現時点でない場合には予算書をご提出ください。
4	取組は追加可能ですか。	取組⑤までは記載可能です。様式1の取組詳細についてはセルをコピーして取組⑤を追加してください。 様式2はあらかじめ取組⑤まで入力できます。 取組が6以上の場合には、申し訳ありませんが大項目に分ける等、取組が5以内におさまるようにご対応ください。

【その他】		
No.	質問	回答
1	(効果検証等について) ・アンケート調査は必須ですか。 ・令和7年度までにあった満足度の指標はなくなったのですか。	企画提案要領P10（委託事業）、募集案内P11（補助事業）に記載のあるとおり、事業実施により得られる成果を把握するため、取組に合わせてアンケート調査を実施してください。事業の評価はインバウンド増と消費額により実施しますが、アンケート調査の中には満足度に関する項目も盛り込むようにしてください。日本博事業としての必須質問項目は採択時に案内いたします。 アンケートの手法については、一律の指定はいたしませんので、取組に合わせて工夫ください。（例えば、インターネット上で販売した相手方に対し後日アンケートのメールを送る、販売時にアンケートへの回答を促すQRコードの記載されたチラシを配布する、など）